

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月10日(火)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員13名+推進委員3名)

農業委員(13名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、4番 榎本良樹、
5番 水上昭和、6番 安永文秋、7番 本田瑞希、8番 阿部 進、
9番 安河内龍一、10番 松川公彦、11番 宮野和男、12番 本田孝光、
13番 渡邊三郎

推進委員(3名)

2番 有吉幸一、 8番 堀 英躬、 9番 本田茂幸、

4 欠席委員

14番 舟越俊茂

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申について

第3 報告事項

- (1) 報告第4号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第5号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典
課長補佐 佐野 史晃

主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議長 ただ今から、令和7年度第3回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中13名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。9番 安河内委員、10番 松川委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

まず、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページ議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。事件番号1番、

【事件番号1番 説明】

議長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 現地を確認したうえで、承認させていただいております。

議長 事件番号1番の担当地区の農業委員さんは、欠席でありますので、推進委員さんお意見を参考にいただき、質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、許可といたします。

議長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 事件番号2番、

【事件番号2番 説明】

議長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

- 委員 問題ないと思います。
- 議長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 現場を確認いたしました。水田がなされており問題ないと思います。みなさま、よろしくをお願いいたします。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。
- 議長 長 つづきまして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いいたします
- 事務局 7ページ議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして8ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。
事件番号1番、
【事件番号1番 説明】
- 議長 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 現地を確認して参りました。特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。
- 議長 長 続いて農業委員の意見です。事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委員 事務局が説明された通りですので、よろしくをお願いいたします。
- 議長 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質

疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 つづきまして、議案第18号、農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

事 務 局 15ページ議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてです。この議案は農政課より農業振興地域整備計画の変更について意見決定を求められているものです。それでは、16ページをご覧ください。今回の計画変更（除外について）の内容でございます。

整理番号1、

【説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

議 長 ないようですので、採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認し、農政課へ回答いたします。

議 長 次に日程第3 報告事項でございます。
報告第4号 農地法第18条第6項の合意解約について、
報告第5号 非農地証明願の届出について、事務局より一括して説明をお願いします。

事 務 局 21ページ報告第4号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、22ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

引き続き23ページ報告第5号 非農地証明願の届出につきまして、24ページをご覧ください。
非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 　ただ今の事務局からの報告第4号、5号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 　よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。